

# 湖南ブロック介護支援専門員連絡協議会 規約

## 第1章 総 則

### (名称)

第1条 本会は、湖南ブロック介護支援専門員連絡協議会という。

### (目的)

第2条 本会は、湖南ブロック介護支援専門員連絡協議会のネットワーク化を図ることによって、会員の資質の向上を図り、自立支援を目指した介護業務の円滑な推進に資することを目的とする。

### (事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 介護支援専門員の専門的知識および技術の向上に関すること。
- (2) 介護支援専門員のネットワークの構築に関すること。
- (3) 介護支援専門員の業務を遂行する上で必要な情報の収集と提供に関すること。
- (4) 社会資源の開発、改善に関すること。
- (5) その他、介護保険制度の円滑な運営に必要な事項。

## 第2章 会 員

### (会員)

第4条 本会は、その目的に賛同する介護支援専門員をもって構成する。

2 本会は、前項に掲げる者（以下、「正会員」という）のほか、その目的に賛同する以下の者を準会員とする。

- (1) 介護支援専門員実務研修受講試験合格者であって、実務研修を終了していない者。
- (2) その他、本会が特に認めた者。

3 本会は、本会の趣旨に賛同し、本会を援助し役員が認める者を賛助会員とすることができる。

### (入会)

第5条 本会に入会を希望する者は、所定の入会申込書により、1年分の会費を添えて事務局に申請しなければならない。ただし、前項第2項第2号による者は事前に役員会の承認を得なければならない。

### (会費)

第6条 会員（準会員を含む、以下同じ）は、会費を納入しなければならない。

- 2 会費の額は、1年あたり1000円とし、年度の途中で入退会する場合であっても同じ額とする。
- 3 会費の納入の仕方は別に定める。
- 4 滋賀県介護支援専門員連絡協議会入会者で後日滋賀県介護支援専門員連絡協議会より助成金が入金された場合は、その助成金を会費に充当する。

### (退会)

第7条 会員は次に掲げるような場合には、本会を退会する。

- (1) 会員が退会を申し出たとき。
- (2) 会員が死亡したとき。
- (3) 前項に規定する会費を納入しなかったとき。

2 前項第1号の規定により退会する場合は、役員会に対して書面によりその旨を申し出なければならない。

### (除名)

第8条 本会の名誉を著しく傷つけ、また規約および倫理に反する重大な行為があった場合、役員会の協議を経て、その会員を本会から除名することができる。この場合において、当該会員の弁明に機会を与えなければならない。

### 第3章 組 織

#### (役員会)

第9条 本会に9名の役員を置く。

- 2 役員は、正会員の中から会員の互選により選出する。
- 3 役員任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 任期途中で役員に選出された者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 役員の中から会長1名、副会長2名、会計1名を役員互選により選出する。
- 6 会長、副会長、会計は、総会の承認を得なければならない。但し、やむを得ず任期途中で交代する必要がある場合は、役員互選によりこれを定める。

#### (監事)

第10条 本会に2名の監事を置く。

- 2 監事は、正会員の中から役員が指名し、総会の承認を得る。
- 3 監事任期は、役員任期の例による。

#### (顧問)

第11条 本会に顧問をおくことができる。

#### (事務局)

第12条 本会の事務局は役員所属事業所に置く。

### 第4章 会 議

#### (総会)

第13条 総会はすべての会員をもって構成する。

- 2 総会は次に掲げる事項を決議する。
  - (1) 事業計画に関する事項。
  - (2) 予算および決算に関する事項。
  - (3) 前2号に掲げるほか本会の運営に関する重要な事項。
- 3 総会は、会長が招集する。
- 4 総会は、会員の過半数の出席がなければ開会する事ができない。
- 5 総会の決議は、出席者の過半数により決議し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 6 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、他の正会員を代理人として議決を委任することができる。この場合は、第4項ならびに第5項の適用において出席したものとみなす。
- 7 総会の議長は、会議に出席した正会員のなかから会員の互選により選出する。

#### (定期総会及び臨時総会)

第14条 定期総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
  - (1) 役員が必要と認めたとき。
  - (2) 会員総数の4分の1以上の者から開催の要求が書面をもって請求された場合。

#### (役員会)

第15条 役員会は、役員をもって構成する。

- 2 役員会は、次に掲げる事項を協議する。
  - (1) 総会に提出する案件に関する事項。
  - (2) 会員の入会に関する事項。
  - (3) 前2号に掲げるほか、本会の円滑な運営に関する事項。
- 3 役員会は、必要に応じて、臨時開催することができる。

## 第5章 会 計

### (経費)

第16条 本会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもって補う。

### (会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

### (決算)

第18条 本会の収支は、その年度末に監事の監査を経て、総会の承認を得るものとする。

### 規約の変更および委任

#### (規約の変更)

第19条 規約の変更を行うときは、役員会の発議により、総会により、総会において決議しなければならない。

#### (委任)

第20条 この規約に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は、役員会の協議を経て、別に定める。

### 付 記

- 1 この規約は、平成13年2月18日から施行する。
- 2 平成23年4月23日 改正